

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 六二
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 六一
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 六一
- 福島県税条例等に基づき災害等により延長した期限を指定する件二件 六二
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 六二
- 一般競争入札を行う件 六三

告 示

福島県告示第七百一十一号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十八年十一月七日救急病院として認定した。
 平成二十八年十一月十五日

名称 所在地 福島県知事 内堀 雅 雄
 渡辺病院 相馬郡新地町駒ヶ嶺字原九二 平成三十一年一月六日
 番地 認定有効期限
 （地域医療課）

福島県告示第七百一十二号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年十一月十五日から平成二十九年三月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十八年十一月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ケーズデンキ須賀川パワフル館 福島県須賀川市崩免二ほか
- 二 変更しようとする事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行うものの開店時刻及び閉店時刻
 （変更前）開店時刻 午前十時
 閉店時刻 午後九時
 （変更後）開店時刻 午前九時
 閉店時刻 午後九時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 （変更前）午前九時三十分から午後九時十五分
 （変更後）午前八時三十分から午後九時十五分
- 三 変更しようとする年月日
 平成二十八年十二月一日
- 四 届出年月日
 平成二十八年十一月一日
- 五 届出をした者
 株式会社デンコードー

（商業まづくり課）

福島県告示第七百一十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
 平成二十八年十一月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 馬場三四郎 馬場三太郎 馬場榮三郎 馬場順七郎 馬場徳雄
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成二十八年福島県告示第六百五十一号）

3 によること。
 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

公 告

公告第二百八十四号

福島県税条例等に基づき災害等により期限を延長した件（平成二十八年公告第百十四号）の二の別に知事が定める日は、次に掲げる地域に主たる事務所、事業所等を有する法人の法人県民税及び法人事業税に係るものについては、その期限が平成二十八年四月十四日から平成二十八年十一月二十九日までの間に到来するものについて、平成二十八年十一月三十日とする。

平成二十八年十一月十五日

福島県知事 内堀雅雄

都道府県名	地 域
熊本県	八代市 人吉市 荒尾市 水俣市 玉名市 山鹿市 菊池市 宇土市 上天草市 宇城市 阿蘇市 天草市 合志市 下益城郡美里町 玉名郡玉東町 玉名郡南関町 玉名郡長洲町 玉名郡和水町 菊池郡大津町 菊池郡菊陽町 阿蘇郡南小国町 阿蘇郡小国町 阿蘇郡産山村 阿蘇郡高森町 上益城郡嘉島町 上益城郡甲佐町 上益城郡山都町 八代郡水川町 葦北郡芦北町 葦北郡津奈木町 球磨郡錦町 球磨郡多良木町 球磨郡湯前町 球磨郡水上村 球磨郡相良村 球磨郡五木村 球磨郡山江村 球磨郡球磨村 球磨郡あさぎり町 天草郡苓北町

(税 務 課)

公告第二百八十五号

福島県税条例等に基づき災害等により期限を延長した件（平成二十八年公告第百十四号）の二の別に知事が定める日は、次に掲げる地域に主たる事務所、事業所等を有する法人の法人県民税及び法人事業税に係るものについては、その期限が平成二十八年四月十四日から平成二十八年十二月十五日までの間に到来するものについて、平成二十八年十二月十六日とする。

平成二十八年十一月十五日

福島県知事 内堀雅雄

都道府県名	地 域
熊本県	熊本市 阿蘇郡西原村 阿蘇郡南阿蘇村 上益城郡御船町 上益城郡益城町

(税 務 課)

公告第二百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十八年十一月十五日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称	役員退任した役員	住所
岩代町土地改良区	大内 正男	二本松市小浜字反町二九九番地一
	佐久間 久夫	市上太田字岡田三三六番地
	齋藤 義光	市百目木字岩下一八六番地
	雲井 光輝	市成田字寺ノ前一四五番地
	渡邊 與志吉	市西勝田字下太池田二六五番地
	渡邊 幸一郎	市上長折字正部田三三三番地
	三浦 恵	市長折字古塚田二八八番地
	菅野 喜弘	市下長折字移川四七番地一
	佐久間 市良	市西新殿字宮ノ下五五番地
	宗形 貞司	市西新殿字上山田一一〇番地
	佐久間 清雄	市東新殿字里ノ馬場八一番地
	渡辺 邦男	市初森字葉ノ木二〇八番地
	堀籠 新一	市杉沢字清ノ内一〇番地一
	中山 博之	市田沢字中山三〇番地
	菅野 康幸	市茂原字石田三二七番地
	遠藤 和男	市田沢字上曲山三〇番地
	伊東 登	市西勝田字競石一番地
	松本 陽一	市小浜字殿原九二番地
	本田 貞夫	市杉沢字道海八番地
	本田 政信	市東新殿字石倉七五番地

- 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- ウ 土木工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の土木一式工事業の項に規定する土木工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者については、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- オ この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、土木一式工事業の総合評定値が800点以上であること。
- カ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の時点において、内空断面積（覆工後の内空面積）40m²以上の道路トンネルの掘削（NATM工法）及び覆工の両方の工事業を単独で又は共同企業体の構成員として同一トンネルで施工した実績を有する者であること。
- キ 1級土木施工管理技士の資格を有し、土木工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。以下同じ。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。以下同じ。）を修了している者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- ク この公告の時点で有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち、土木一式工事業の総合評定値が1,000点以上であること。
- ケ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の時点において、内空断面積（覆工後の内空面積）が40m²以上かつ施工延長が500m以上の道路トンネルの掘削（NATM工法）及び覆工の両方の工事業を単独で又は共同企業体の構成員として同一トンネルで施工した実績を有する者であること。
- コ 1級土木施工管理技士の資格を有し、土木工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け監理技術者講習を修了している者で、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の時点において、内空断面積（覆工後の内空面積）が40m²以上かつ施工延長が500m以上の道路トンネルの掘削（NATM工法）及び覆工の両方の工事業の施工管理経験（監理技術者又は主任技術者としての施工経験をいう。）を同一トンネルで有する者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- (2) 構成員は、2者又は3者であること。
- (3) 自主結成であること。
- (4) 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
- (5) 構成員は、他の共同企業体の構成員として本件入札に参加しないこと。
- (6) 当該工事業の施工計画が適切である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)のウ及びオからコまで、(2)から(4)まで並びに(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、技術提案書と合わせて、平成28年12月9日（金）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号965-8501 福島県会津若松市追手町7番5号
福島県会津地方振興局出納室
電話0242-29-5472
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において、平成28年11月15日（火）から平成29年1月30日（月）まで（土曜日、日曜日、平成28年11月23日、同年12月23日、同月29日、同月30日、平成

- 29年1月2日、同月3日及び同月9日を除く。)の午前9時から午後5時まで
なお、福島県会津地方振興局出納室ホームページからダウンロードして入手することができる。
- 5 入札説明書等の配布に関する事項
次により、入札説明書、入札心得、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- 6 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成29年2月1日(水)午後2時
(2) 場所 福島県会津若松合同庁舎新館2階大会議室(福島県会津若松市追手町7番5号)
(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年1月31日(火)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249号第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書及び入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札方法
- (1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。
- 11 落札者の決定の方法
- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該工事に係る技術提案が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。
評価値＝技術評価点÷評価値算出価格×10,000,000
ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。
イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。
ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は100点とする。
エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。
オ 評価値算出価格は、基準価格設定型により設定する。
(2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者候補者の順位を決定する。
- 12 契約の成立
本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。
ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方(法人である場合は、法人の役員又はその使用人)が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。
なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、

福島県は、これを一切賠償しない。

13 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the contract : The construction work of the Honna-Tunnel (tentative name) on the Route 252 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:00 p.m., 1 February 2017
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 31 January 2017
- (4) Contact point for the notice : Treasury Office, Aizu Development Bureau,
7-5 Outemachi, Aizuwakamatsu-shi, Fukushima 965-8501 Japan TEL0242-29-5472
(会津地方振興局出納室)